

横浜市市税条例施行規則  
【新旧対照表】

横浜市市税条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後																		
<p>(原動機付自転車等の標識等の付着箇所)</p> <p>第20条 原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下種別割について「原動機付自転車等」という。）の標識及び試乗標識は、その車体の後部に付着しなければならない。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第21条の3 区長は、種別割の納税義務者が次のいずれかに該当する場合において、その種別割を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて種別割を減免することができる。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(種別割に係る証明書の交付)</p> <p>第21条の4 軽自動車に係る種別割の納税義務者から、その軽自動車の廃車、所有権移転又は定置場変更のため、その種別割の納税について証明の申請があるときは、現に種別割の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合に限り、条例第81条の2の規定に準ずる証明書を交付する。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(原動機付自転車等の標識等の付着箇所)</p> <p>第20条 原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の標識及び試乗標識は、その車体の後部に付着しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第21条の3 区長は、軽自動車税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合において、その軽自動車税を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(軽自動車税に係る証明書の交付)</p> <p>第21条の4 軽自動車に係る軽自動車税の納税義務者から、その軽自動車の廃車、所有権移転又は定置場変更のため、その軽自動車税の納税について証明の申請があるときは、現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合に限り、条例第81条の2の規定に準ずる証明書を交付する。</p> <p>(第2項省略)</p>																		
別表	別表																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名称</th> <th>条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>徴税吏員証</td> <td>法第15条の2第11項、第298条第2項、第353条第3項、第448条第2項、第470条第5項、第588条第3項、第701条の5第2項、第701条の35第3項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	条項	1	徴税吏員証	法第15条の2第11項、第298条第2項、第353条第3項、第448条第2項、第470条第5項、第588条第3項、第701条の5第2項、第701条の35第3項	(省略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名称</th> <th>条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>徴税吏員証</td> <td>法第15条の2第11項、第298条第2項、第353条第3項、第446条第2項、第470条第5項、第588条第3項、第701条の5第2項、第701条の35第3項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	条項	1	徴税吏員証	法第15条の2第11項、第298条第2項、第353条第3項、第446条第2項、第470条第5項、第588条第3項、第701条の5第2項、第701条の35第3項	(省略)		
様式番号	名称	条項																	
1	徴税吏員証	法第15条の2第11項、第298条第2項、第353条第3項、第448条第2項、第470条第5項、第588条第3項、第701条の5第2項、第701条の35第3項																	
(省略)																			
様式番号	名称	条項																	
1	徴税吏員証	法第15条の2第11項、第298条第2項、第353条第3項、第446条第2項、第470条第5項、第588条第3項、第701条の5第2項、第701条の35第3項																	
(省略)																			

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する施行規則

**【新旧対照表】**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する施行規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(証紙徴収による場合の領収証の不発行)</p> <p>第4条 証紙徴収の方法により徴収する軽自動車税の種別割の納付に対しては、領収証は発行しない。</p> <p>(証紙の保管等)</p> <p>第6条 税務課担当課長は、証紙及び消印の印を保管し、次の帳簿を備え、証紙の収支を整理しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車税(種別割) 証紙受領簿(別記第3号様式)</p> <p>(2) 軽自動車税(種別割) 証紙交付簿(別記第4号様式)</p>	<p>(証紙徴収による場合の領収証の不発行)</p> <p>第4条 証紙徴収の方法により徴収する軽自動車税_____の納付に対しては、領収証は発行しない。</p> <p>(証紙の保管等)</p> <p>第6条 税務課担当課長は、証紙及び消印の印を保管し、次の帳簿を備え、証紙の収支を整理しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車税_____ 証紙受領簿(別記第3号様式)</p> <p>(2) 軽自動車税_____ 証紙交付簿(別記第4号様式)</p>